平成２７年（フ）第７０４号
大阪府河内長野市南花台３丁目２番10―101号
債務者　炭谷　昌子（旧姓播磨）
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７３３号
大阪府富田林市寺池台１丁目９番60―307号
債務者　山西　洋子
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７３６号
大阪府羽曳野市南恵我之荘７丁目12番１号
債務者　藤本　芳江
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７４４号
大阪府河内長野市南青葉台28番16号
債務者　田川奈津美
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７４６号
堺市西区上647番地２　ベレーザ藤朋202号
債務者　光井　賢雄
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７６０号
堺市東区日置荘西町３丁９番12―102号
債務者　南地ゆう子
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７７２号
堺市北区百舌鳥赤畑町５丁728番地
債務者　馬場眞須江
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７８４号
大阪府柏原市上市２丁目７番６号
債務者　𠮷浦　順美
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７９０号
堺市中区深井水池町3110番地　Ｍ＆Ｆマンション101号
債務者　青木眞理子
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３５５２号
大阪市旭区生江３丁目14番12―306号
債務者　小柳　勝也
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０２号
沖縄県中頭郡読谷村字長浜76番地
債務者　崎原　　薫（旧姓佐田）
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第６７０号
東京都八王子市松が谷18番地３―104
債務者　佐藤　則子
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７２８号
東京都府中市武蔵台２丁目15番地の８府中荘102
債務者　福井　　朋
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４３２号
静岡市葵区瀬名中央４丁目５番66号
債務者　岡田　　妙
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月16日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３６６号
静岡県焼津市下小田419番地の１　サウスヒルズＡ―101、旧住所静岡県焼津市三ケ名358番地の２　ハイツＪＵＮ　Ａ―102
債務者　内藤　　清
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午前10時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３９４号
静岡市葵区桜町１丁目13番36―１号
債務者　松山　一哉
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３１８号
岡山市南区福田231番地４
債務者　岩藤　二郎
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部